

霧島山おはちの (御鉢)

噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



霧島山(御鉢) 西側上空から撮影 九州地方整備局の協力による

霧島山(御鉢) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5(避難):
危険な居住地域からの避難

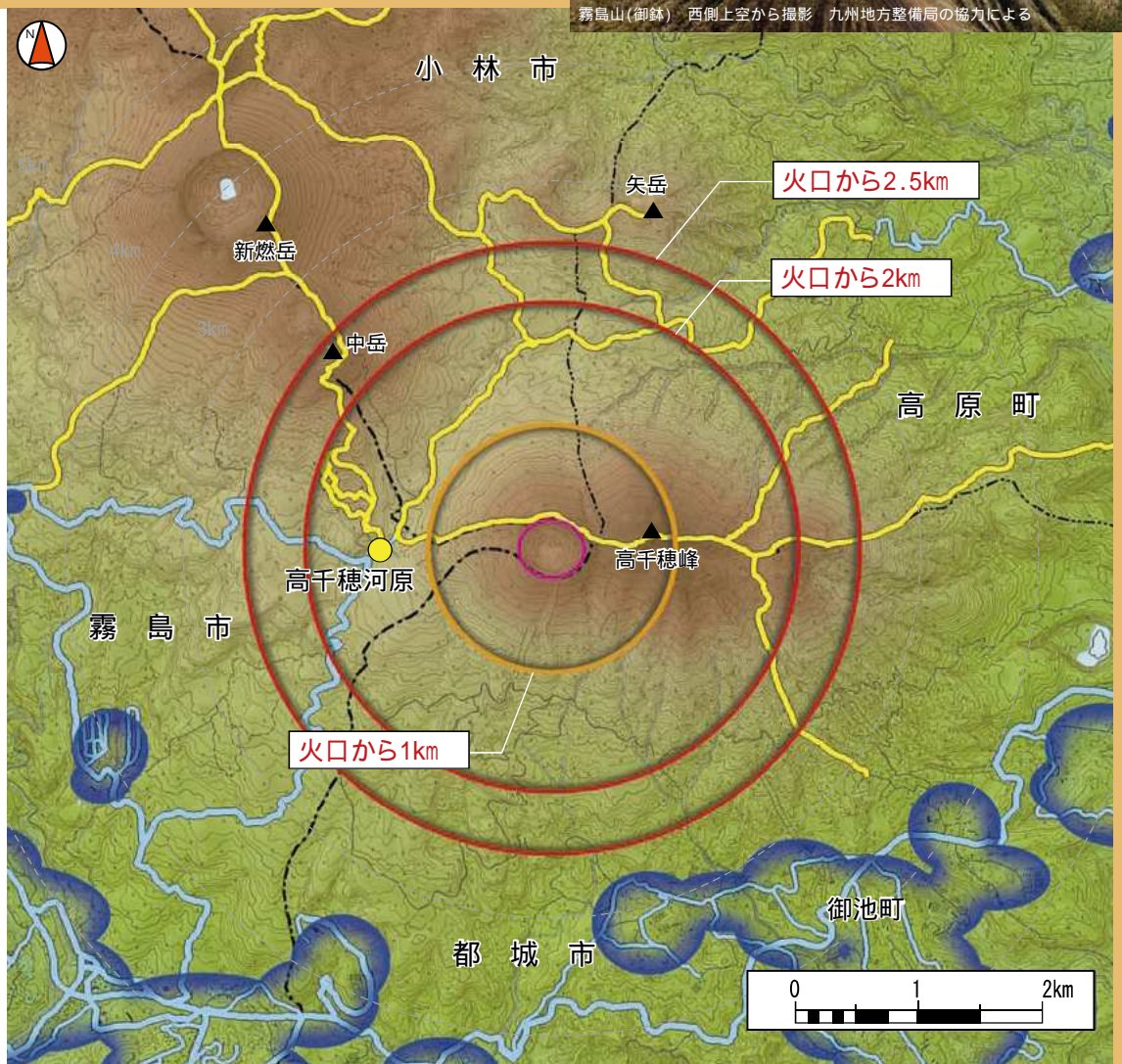
レベル4(避難準備):
警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

レベル3(入山規制):
火口から概ね2~2.5km以内立入禁止
・活動初期及び活動期は概ね2.5km以内立入禁止
・活動安定期は概ね2km以内立入禁止

レベル2(火口周辺規制):
火口から概ね1km以内の立入禁止
*高千穂河原まで、火口から約1.2km

レベル1(活火山であることに留意):
火口内及び南側登山道の立入規制等。

- : 一般道
- : 登山道
- : 御鉢火口
- : 居住区域



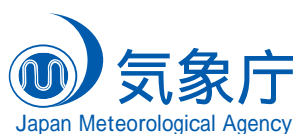
この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。

この図は、霧島火山防災検討委員会による噴火予測図をもとに、地元自治体と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、都城市、高原町、小林市、鹿児島県、霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

福岡管区气象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 092-725-3606 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
宮崎地方气象台 TEL: 0985-25-4032
<http://www.jma-net.go.jp/miyazaki/>
鹿児島地方气象台 TEL: 099-250-9916
<http://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>



霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 1235年の事例 1月25日：火砕流が火口から約3kmまで到達 溶岩流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 1235年1月25日：溶岩流が火口から約5kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	火砕流が火口から概ね2.5km以内に到達する可能性。 過去事例 明確な記録なし 火口から概ね2.5km以内に噴石飛散。 過去事例 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火 小噴火の発生が予想される。 過去事例 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>